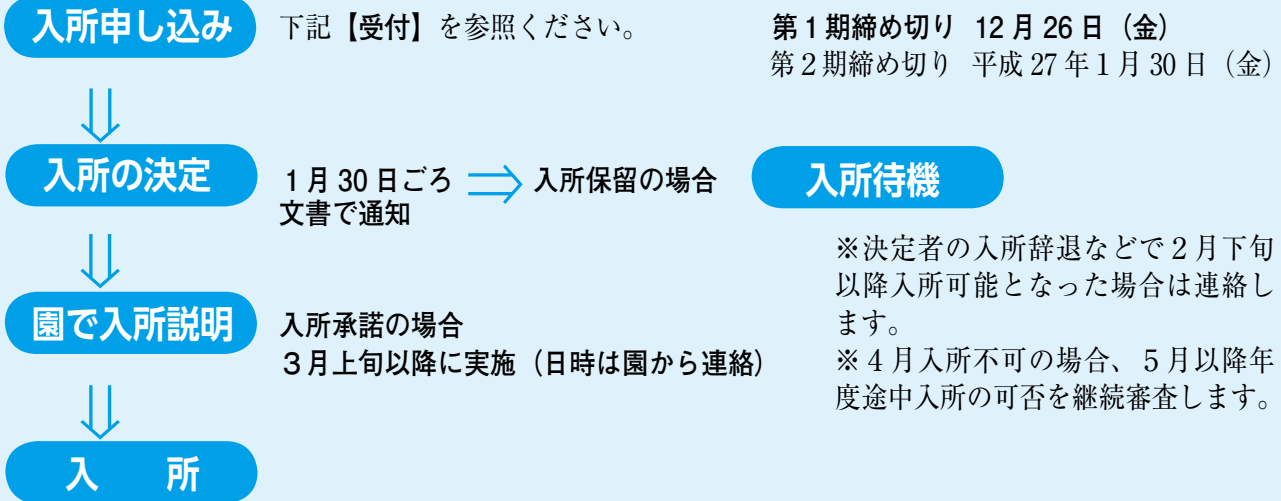


保育所等入所申し込みの流れ

【入所申し込みが必要な人】

①平成 27 年 4 月の保育所（認定こども園の保育部含み）の入所希望者②平成 26 年度に申し込みしているにもかかわらず入所できていない児童（11 月 1 日現在）で、平成 27 年 4 月から入所希望する場合（再度申し込みが必要）③平成 27 年 4 月から転園を希望する場合（再度申し込みが必要）

【入所申し込みの流れ】



【受付】

初回審査対象は、12 月 26 日（金）までの受け付け分となります。

▶受付期間

11 月 17 日（月）～12 月 26 日（金）

※土日・祝日など役所閉庁日を除く。

▶受付時間

午前 8 時半から午後 5 時まで

▶受付場所

滝沢市役所児童福祉課

※東部出張所や各保育園では受け付けしません。

▶必要書類

市指定の入所申込書と必要書類を児童福祉課へ直接提出してください。

申し込みに必要な様式は、児童福祉課でお渡しします。必要書類は各家庭の状況により異なりますので、事前に確認の上、用意してください。

※就労証明書については、11 月 1 日以降証明のものに限ります。

※提出された書類に不足や不備がある場合、入所審査ができない場合があります。

【入所の決定】

入所の可否は、状況を調査の上、平成 27 年 1 月 30 日（金）ごろに文書で通知します。

（それ以前の問い合わせには回答できません）

※滝沢市へ転入予定の人も申し込みができますのでお問い合わせください。

保育所名	定員 (人)	所在地	電話番号	一時保育 ※別途料金	休日保育 (●) は自園で、※ は他園で実施)	延長保育 ※別途料金
ふうりん保育園	45	大釜風林 59-17	☎ 686-2155	○	※	18 時～20 時
大釜保育園	120	大釜田の尻 42-1	☎ 687-3030	○	●	18 時～20 時
大沢保育園	45	大沢堰合 32-2	☎ 687-2509	○	※	18 時～20 時
鵜飼保育園	120	鵜飼笹森 1-2	☎ 687-1375	○	●	18 時～20 時
元村保育園	90	外山 86-17	☎ 684-2222	○	※	18 時～20 時
牧の林すずの音保育園	120	牧野林 891-8	☎ 699-2230	○	●	6 時半～7 時 18 時～22 時
なでしこ保育園	90	室小路 251-2	☎ 699-3080	○	※	18 時～19 時
南巣子保育園	120	巣子 1162-37	☎ 688-7706	○	●	18 時～20 時
ハレルヤ保育園	60	葉の木沢山 555-5	☎ 688-6773	○	※	18 時～19 時
巣子保育園	90	葉の木沢山 442-6	☎ 688-2270	○	※	18 時～20 時
川前保育園	90	巣子 152-91	☎ 688-4145	○	※	18 時～20 時
一本木保育園	45	柳原 74-1	☎ 688-2662	○	※	18 時～20 時
柳沢保育園	45	柳沢 1370-4	☎ 688-4335	○	※	18 時～20 時
りんごの森保育園	90	鵜飼細谷地 146-45	☎ 687-3000	○	※	18 時～20 時
認定こども園ふじなでしこ (保育園部分)	48	鵜飼狐洞 1-102	☎ 684-3404	○	※	18 時～19 時

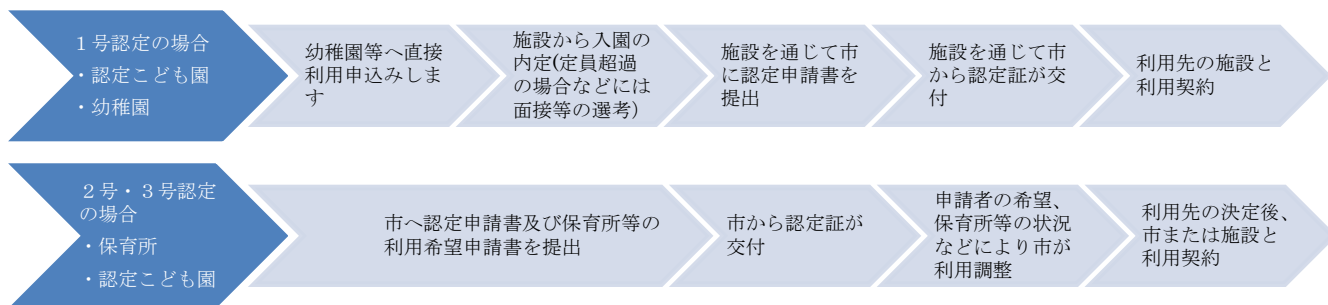
※延長保育は、入所決定後に入所保育所へ申し込み、別途延長保育料がかかります。
※休日保育は、入所決定後に実施園へ申し込み、別途休日保育料がかかります。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります

質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す制度です。平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づいた制度で、平成27年4月からの実施を予定しています。

認定区分	対 象	利用対象施設
1号認定	満3歳以上で、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育が必要な子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育が必要な子ども	保育所、認定こども園など

- **利用手続きが変わります**
幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する際には、教育・保育の必要性に応じた認定（上表のとおり）を受ける必要があります。現在在園中で、来年度も継続利用する子どもの場合も同様に手続きが必要です。認可外保育施設や新制度に移行しない私立幼稚園などを利用する場合は、認定を受ける必要はありません。※平成27年度は、市内の幼稚園は新制度へ移行せず、従来どおりの運営です。
- **分**
2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。
- **保育標準時間**：フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）
- **保育短時間**：パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
- **施設利用の流れ**
これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。（下図のとおり）
- **現在保育所・認定こども園を利用中の人へ**



● **問い合わせ**
児童福祉課（内線177・147）

● **保育所・認定こども園などの利用料（保育料）について**
新制度に係る利用料（保育料）は、国が定める水準を上限として、保護者の所得に応じた負担を基本として市町村が設定します。市の保育料は今後検討して、順次お知らせする予定です。（新制度に移行しない幼稚園は従来どおり各園が決定します）

● **保育を必要とする理由に該当する場合は基本的に継続が可能となりますが、新制度に移行するにあたっての手続きなどの詳細は、追って保育所を通じて市から案内する予定です。**

● **「保育所とは」**
保育が必要な児童を保育するための児童福祉施設です。

● **「保育の必要性の基準」**
保育所に入所できるのは、0歳から5歳の児童で、保護者と同居の親族が次のいずれかに該当し、家庭で保育できない場合に限ります。

- ① 外勤↓いつも家庭外で仕事をしている
- ② 自営・内職↓いつも児童と離れて家庭内で日常の家事以外の仕事をしている
- ※①②については、月48時間以上（最低月12日以上かつ1日4時間以上）の就労であること。
- ③ 母親の出産↓産前産後各8週以内の期間（父親が就労などで保育できない場合に限る）
- ④ 病気、障がい↓疾病か負傷、心身に障がいをもっている（全治する期間）
- ⑤ 病人の介護↓長期にわたり病気や心身に障がいのある同居の親族を常時介護している
- ⑥ 家屋の災害↓災害の復旧に従事する場合
- ⑦ 求職活動を行っている場合
- ⑧ 学校（職業訓練校を含む）に通学している場合
- ※同居している未就学児のうち、家庭での保育を希望する児童がいる場合は、特段の事情がないかぎり、その他の児童のみの申し込みはできません。
- 育児休業明けの入所申請の取り扱いを平成27年度4月入所から変更します。
- ・ 入所を希望できるのは原則、育児休業明けの日が属する月の1日からです（例・4月1日～30日復職の場合↓4月入所申請）。